資料 9

大阪府条例第 号

大阪府議会情報公開条例の一部を改正する条例

ように改正する。大阪府議会情報公開条例(平成十二年大阪府条例第百五十三号)の一部を次の

すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

农旧後	改圧症
ればならない。 が適正に保護されるよう特段の配慮をしなけが適正に保護されるよう特段の配慮をしなけ第八十一号)の趣旨を勘案し、個人の権利利益情報の保護に関する条例(令和四年大阪府条例うとする場合には、大阪府議会の保有する個人3 (略)3 (略)3(略)3(略)(344上の理由による公開)	段の配慮をしなければならない。し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特(平成八年大阪府条例第二号)の趣旨を勘案うとする場合には、大阪府個人情報保護条例の 競長は、前項の規定により公文書を公開しよの (略) 第十一条 (略)

圣 三

この条例は、今和五年四月一日から施行する。